

速やかに即時抗告を棄却し、 再審開始を求める要請書

1984年12月28日、滋賀県日野町で酒店の女主人が行方不明になり、その後遺体と被害品の金庫が発見され強盗殺人事件として捜査が始まりましたが、犯人逮捕には至らず、約3年後に常連客であった阪原弘さんが任意同行のうえ、自白を強要され逮捕、起訴されました。

しかし客観的証拠に乏しく、確定一審では（殺害場所、殺害時刻ともに特定できず）判決を前にして、裁判所は検察に訴因変更を促すなどし、立証が不十分なまま無期懲役を言い渡しました。その後控訴審、上告審を経て、判決は確定しました。

阪原さんは服役し第一次再審請求審の途上、持病の特発性間質性肺炎が重篤化したために、刑の執行が停止され外部病院に緊急入院、しかし、2011年3月帰らぬ人となりました。

翌年3月、「無実の罪で死んだ父の無念を晴らしたい」と、遺族が再審を申し立て、6年余の再審請求審を経て、2018年7月11日、大津地裁で再審の開始が決定しました。

第二次再審請求審においては、多数の未開示証拠が開示され、自白は警察官の暴行と脅迫によって獲得されたものであること、例えば、被害金庫の引当捜査においては帰路の写真をあたかも往路のように見せかけるなど証拠の写真を偽造・偽証し、自白の信用性を確保していたこと等々が判明しました。以上の点を踏まえ、白鳥・財田川決定に則って、新旧証拠を総合的に評価したうえで、阪原さんを有罪とした確定審の判決には疑問が生じたとして、大津地裁は再審の開始を決定したのです。

即時抗告審においても、弁護団は検察の異議申立に徹底して反論、同時に殺害方法、殺害時刻、遺体の遺棄等々、全てが自白と異なることを新証拠によって明らかにしています。

再審の目的は「無実の救済」です。貴裁判所が「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、「父の無念を晴らしたい」という遺族の願いに真摯に向き合って、速やかに検察の即時抗告を棄却し、再審開始を決定されることを強く要請致します。

大阪高等裁判所 第三刑事部 御中

年 月 日

氏 名	住 所

【取扱団体】 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 滋賀県労連内

日本国民救援会滋賀県本部 ☎077-521-2129 FAX077-521-2534